

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業に係る千葉県教育委員会と千葉県弁護士会との協定締結について（概要）



令和5年3月17日
 千葉県教育庁教育振興部教職員課
 電話 043-223-4036

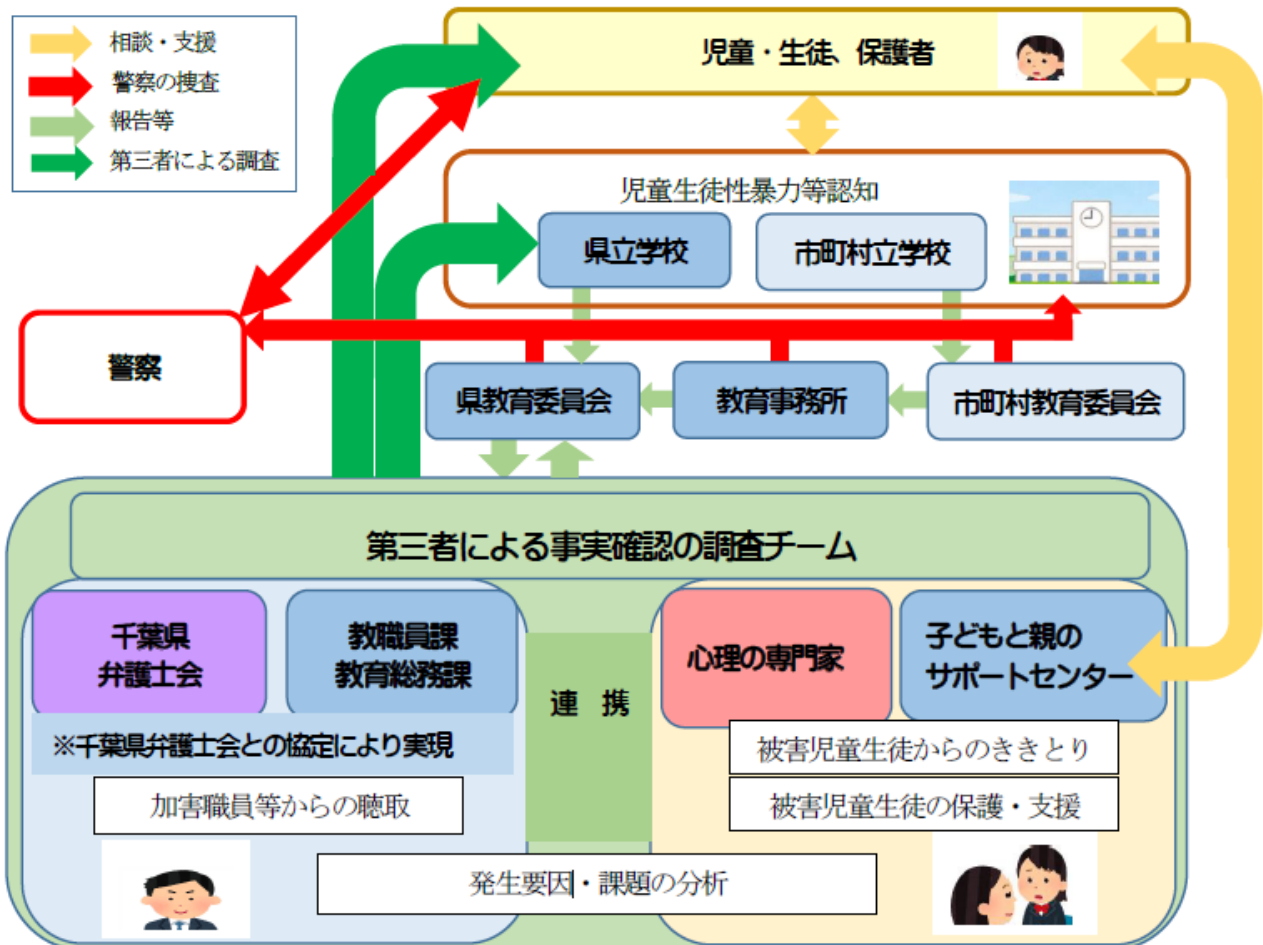
千葉県教育委員会は、令和5年3月17日（金）、千葉県弁護士会と教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する事業に係る協定を締結しました。

本事業は、児童生徒等の権利利益を擁護することを目的とし、心理及び法律に関する専門家の協力を得て、教育職員等による児童生徒性暴力等の調査及び教育職員等を対象とした研修を実施するものです。

事業内容

(1) 外部専門家による調査

- ア 調査対象事案 教育職員等による児童生徒等への性暴力等の事案
- イ 調査対象校 県内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
※千葉市立学校及び市立高等学校は除く
- ウ 調査体制
 - 被害児童生徒へのききとり・支援
公認心理師等、県教育委員会（子どもと親のサポートセンター職員等）
 - 加害職員等への聴取
弁護士、県教育委員会（教職員課または教育総務課）、市町村教育委員会



(2) 不祥事防止に向けた研修等の実施

- 調査対象事案の発生要因や課題の分析を活用した研修等を行う。
- 外部専門家を講師として招き、不祥事防止対策に向けた講演会や研修等を行う。